

令和5年度 第2回山梨県公共事業評価委員会

- 1 日時：令和5年6月23日（金）13:30～14:30
- 2 場所：山梨県防災新館 409 会議室
- 3 出席者（敬称略）
（委員）石平博、岡村美好、斉藤成彦、平松晋也、保坂ひとみ、宮川雅至、吉田修一郎、
渡辺たま緒（50音順）
（県）治山林道課、道路整備課、都市計画課
（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土
整備総務課職員
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 1. 開会
(1) 委員長あいさつ
 2. 議事 議事録のページ
 - (1) 報告案件について P2
 - (2) 調書修正箇所説明
 - 事後3 県土 道路事業・街路事業 (一) 鳴沢富士河口湖線 P2
 - 事後4 県土 街路事業 (都) 甲府駅前線外1路線 P2
 - (3) 審議対象箇所の事業説明
 - 事後1 林政 林道事業 林道塩平徳和線（西工区） P2
 - 再 1 林政 林道事業 林道大松沢線 P3
 - 再 3 県土 道路事業 国道139号（下瀬戸工区） P5
 3. 閉会

6 議事概要

(1) 報告案件について

(説明省略)

○委員長：委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたい。

○委員：なし。

(2) 調書修正箇所説明

事務局及び耕地課からの説明を行い、出席委員により確認された。

(3) 審議対象箇所の事業説明

<事後評価事業>

事後1 林政 林道事業 【林道塩平徳和線（西工区）】

(質疑応答)

○委員：今回の西工区が完成することにより、効果が上がったことが分かった。しかし、東区間が早くできればよいと感じた。

○委員：スライド資料の総事業費が「4,018 百万円」と書いてあったが、調書と異なっている。

●治山林道課：スライド資料ではなく、調書の「4,108 百万円」が正しい総事業費である。

○委員：パワーポイントで説明を聞いている限り、とても分かりやすかったが、調書を見ると、路網の整備により森林施業の効率が向上するという説明の記載がなく、また、徒歩30分エリアの図面が調書の中にないので、あったほうが分かりやすいと思う。

●治山林道課：追加させていただく。

○委員：事業概要のところに森林基幹道の総延長と幅員だけが書いてあるが、スライドのほうでは対象となるエリアの面積というご説明があった。そもそも道路を造ることが目的ではなく、何に使うのかが目的なので、カバーされる範囲や受益面積といった基本的な数値を、調書に入れた方がよいと思う。

●治山林道課：調書の事業概要に利用区域の森林面積を追加させていただく。

○委員長：本事業については、特段問題ないと判断できるため、今後の事後評価の必要な

しと判断してよろしいか。

○委員：異議無し

<再評価事業>

再 1 林政 林道事業 【林道大松沢線】

(質疑応答)

○委員：ボックスカルバートから橋梁に変えたのはよい変更である。昨今の土砂災害を見ると、ボックスカルバートに流木が詰まる事例が多く、大きな土石流につながっていくという事例も見られるので、ボックスカルバートでなく、橋梁にシフトしていただければと思う。

○委員：調書 2 ページの左側の「②産業・経済情勢」のところに「2023 年に開催された東京オリンピック」とあるが、2020 年ではなかったか。

●治山林道課：修正させていただく。

○委員：調書 3 ページの「④事業期間の変更理由および進捗予定」の説明について、工法が変わったという説明が前の事業費のところにもあるが、期間が変更となる理由には、工法が変わる事により、施工期間、事業期間も変わるという説明も必要ではないか。

工法が変わったことで、どれくらい工期が延びるのか、というのを知りたい。

●治山林道課：工法が補強土壁工等が変わったことで、当該林道における 1m 当たりの開設単価が高くなっている。林道延長の増と相俟って、事業の進捗が遅れ、結果として 8 年間の施工期間の延長につながっている。このことをもう少し丁寧に、記載させていただく。

○委員：④の最初に、路線が変更されたということが入ってもよいかと思う。

○委員：先ほどの事後評価の案件では、便益の中で木材生産等便益は再評価時点から縮小されていたが、本事業では、生産に関する便益は少し増加する方向となっているが、違いは何か。

●治山林道課：本事業は原則的にエリアが変わっていない。計画が変わらなければ、木材生産等便益は基準年のスライド分の増加等になってくる。先ほどの事後評価については、前回の評価を平成 25 年に行っているが、その時点から民有地ということもあり、土地所有者の意向により森林整備できるエリアが、今回の事後評価時点で少し減少しており、そ

のことが便益の減少した要因となっている。

本事業については、10年前に比べ、ウッドショック等も昨年度まであり、その影響が、木材価格は高いほうに傾いており、基本的には木材生産等便益が上がる傾向になっている。

○委員：今は木材がかなり高騰しているが、今後の木材需要は、どちらかというところ減る方向に行くのかなという気がしている。人口減少や、金利が上昇すれば、住宅着工率もどんと下がる方向に行くのではないかと、そうなると、木材生産等便益はあまり期待できるようなものではなく、それよりは目的などにあった、水源涵養機能や災害防止機能、これらが重要になってくるかと思うが、それらの便益は災害等軽減便益に反映されるということか。

●治山林道課：仰るとおりで、森林整備経費縮減等便益が森林の本来持つ機能によってもたされる便益となっている。災害等軽減便益については、連絡線形や迂回路というものを便益としながら、林道の多面的機能の効果ということで、事業の妥当性評価をしていきたい。

○委員：森林整備経費縮減等便益というのは、木材生産の経費という意味ではなく、むしろ森林を公共的なものとして管理するための経費と理解したほうがよいということか。

●治山林道課：森林整備経費縮減等便益には、大きく分けて二つの便益が含まれている。森林整備を行うために人が入ることとなるが、林道が無い場合は、全て徒歩で行かなければならない。ここで林道が新たに整備されると、徒歩時間が短縮され、森林を管理するための経費が縮減でき、便益がもたされることとなる。また、このような直接的な便益に対して、森林整備が促進されたことにより、水源涵養機能及び土砂流出防止機能等、森林が本来持っている多面的機能が高まり、県土の保全へとつながることでもたされる間接的な便益がある。

○委員：森林を産業とし、コストの観点から考えたときにペイするような形で管理する。だから経済性も持ちながら、自然にうまく管理できるというのが、林業のいいところだと思うが、産業としての部分と、保全としての役割というのが交ざっているように感じる。

そこが理解しにくく、要するに木材の値段の中に、森林管理経費というのがある程度、含まれていると思うが、木材そのものというよりは、むしろ公共的な役割のほうに対する便益が多いという計算になっているように見える。

市民目線だと、これはどういう意味なのかが分からないというのが心配なので、今後は分かりやすさというところを考えたほうがよいと感じた。

○委員：今回であれば、二つの要素が入っているというのを一言、書いておいてもらったら分かりやすいと思う。

●治山林道課：貴重なご意見感謝申し上げます。

○委員：調書 4 ページの図面があるが、今回の再評価で⑥の所から EP という点線の部分が残っているということでしょうか。

●治山林道課：そのとおりである。

○委員：これはここで読めるが、今回の再評価では変更ということで、ご説明いただいたパワーポイントの中には、変更理由の一つが線形の決定による延長の増というのがあり、以前はここを通す予定であったが、現計画はこうなっているという図があったが、その図を調書に入れた方がよい。

●治山林道課：調書に追加させていただく。

○委員長：それでは特段の問題はないということで、この事業に関しましては、このまま継続としてよろしいか。

○委員：異議無し。

再 3 県土 道路事業 【国道 139 号（下瀬戸工区）】

（質疑応答）

○委員：B/C について、便益は変わらないが、費用がかなり大きくなっている。これはなぜか。

●道路整備課：費用は、建設の費用が大きくなっており、こちらは評価基準年における現在価値化が影響しているものと考えられる。

現在価値化については、事業費を社会的割引率の 4%で割り戻すようになっており、基準年より過去にさかのぼると大きくなり、将来になるほど小さくなる。今回、過去にさかのぼるほうが事業費が大きくなるので、費用が増えている。

○委員長：本事業に関しましては、そのまま継続としてよろしいかと思うがよろしいか。

○委員：異議無し。